

## 練馬区公式ツイッターアカウント運用ポリシー

平成 25 年 10 月 1 日  
25 練区広第 2502 号

### (目的)

第 1 条 このポリシーは、区長室広聴広報課がツイッターを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター 米国 Twitter 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の文章を、不特定多数の利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 練馬区公式ツイッター 区が発信主体となり、区長室広聴広報課が運用するツイッターをいう。
- (3) その他の区公式ツイッター 「ソーシャルメディアの活用に係る練馬区ガイドライン（24 練企情第 486 号）（以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、区長室広聴広報課長以外の各課長が運用するツイッターをいう。
- (4) アカウント ツイッターを運用するために取得した権利および登録内容をいう。
- (5) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。

### (運用主体)

第 3 条 練馬区公式ツイッターの運用主体は区長室広聴広報課とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

### (アカウント)

第 4 条 練馬区公式ツイッターのアカウント登録内容は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) ユーザー名 nerima\_tokyo
- (2) 登録メールアドレス kochokoho@city.nerima.tokyo.jp
- (3) その他の事項については、広聴広報課長が別に定める。

### (発信する内容)

第 5 条 練馬区公式ツイッターは、つぎの各号の情報を発信する。

- (1) 区のイベント情報や新たな施策等、区政一般情報
- (2) 区民の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報
- (3) その他、広聴広報課長が適当と認める情報

2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、ただちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

### (制限事項)

第 6 条 練馬区公式ツイッターを運用していくうえでの制限事項はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 投稿者の投稿表示（フォロー）を行うこと。ただし、他課が運用する区公式アカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローすることにより区民への有益な情報提供に有効であると広聴広報課長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 投稿者に対し、返信（リプライ）を行うこと。
- (3) 特定の事業者・個人に対する連絡手段として使用すること。

(なりすまし等の防止)

第7条 第三者によるなりすまし等を防止するため、練馬区公式ツイッターのアカウント情報を区公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

3 なりすまし等を防止するため、公式アカウントの認証取得申請を行う。

(アカウントの停止または削除)

第8条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、練馬区公式ツイッターを継続して運用することが困難となった場合は、区公式ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(遵守事項)

第9条 練馬区公式ツイッターの運用にあたっては、区が別に定める「ガイドライン」を遵守する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。